

つくば市入札監視委員会
令和4年度第1回会議 審議概要

開催日時	令和4年(2022年)7月29日(金) 14:00～17:15	
及び場所	つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B	
出席委員	委員長 星野 豊 (大学准教授) 稲葉 芳雄 (司法書士・行政書士) 植田 彰 (国立研究所職員) 大和田 幹夫 (元地方公務員) 中山 正美 (税理士) 前田 聡 (大学教授) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div>	
審議対象期間	令和3年(2021年)10月1日 ～ 令和4年(2022年)3月31日	
審議案件総数	6件	
建設工事	3件	(一般競争:2件、随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	1件	(一般競争:1件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:1件、指名競争:1件)
委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答 別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし	
その他	次回会議(令和5年1、2月予定)の審議事案抽出当番委員は、大和田委員とする。	

【事案1】 3市起道維第8号宝陽台地区道路舗装工事

《 特別簡易型総合評価方式による一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和3年(2021年)11月25日
主管課	建設部 道路管理課
種別	舗装工事
入札者数	6者 (参加申請:10者)
予定価格	18,110,000円(税抜き)
落札額	15,550,000円(税抜き)
落札率	85.86%

質問・意見	回答・説明
入札者の入札金額がほぼ同じであった。これは要するに、どの事業者が落札したとしても、低入札価格調査を行うことになったということか。また、このような入札価格となるということは、当初の予定価格の設定に問題はなかったのか。	入札者のうち2者は、調査基準価格を上回っているため、調査対象外である。一方、その他の入札者については、調査対象の入札額である。舗装工事は、県の歩掛や単価を積算の根拠として、予定価格を設定している。さらに、「つくば市低入札価格調査実施要領」を公表しているため、事業者は失格基準価格、調査基準価格を想定できる状況である。
特別簡易型総合評価方式の評価項目について、若手技術者の配置の有無で評価点の差がある理由は。	建設業界で問題となっている担い手不足解消のため、若手技術者の育成を促進することを狙いとして、加点対象としている。
入札参加資格の格付基準点を「700点未満」とした意図とは。	市では、受注機会の均等化を図るため、「つくば市入札制度運用方針」で発注金額に応じて、参加想定業者数が50～60者程度となるよう、「700点未満」、「700点以上」等といった形で入札参加資格を設定している。今回の予定価格の範囲では、「700点未満」という設定となったものである。
格付基準点について、「700点以上」という設定よりも上の参加資格はあるのか。	本年度より、「800点以上」という区分も設定している。
特別簡易型総合評価方式の評価項目の「工事成績評定」とは。また、評定方法について知りたい。	評価項目の「工事成績評定」とは、つくば市発注工事の直近2年度分の工事成績である。各工事の工事成績は、「つくば市工事成績評定要領」に基づき市で評定し、受注者側にも通知している。国・県に準じた評定基準を設定しており、基準点からの加減点方式で評定を行っている。
特別簡易型総合評価方式の評価項目の「優良工事の受賞」とは。また、その基準とは。	評価項目の「優良工事の受賞」とは、国、県又は市での建設業者表彰実績をカウントしたもの。つくば市の場合は、前述の「工事成績」の上位者に対し、表彰を行っている。

<p>優良工事の表彰者数は。受賞者は大体決まってくるのか。</p>	<p>毎年、全体工事の5%程度を表彰している。全体工事数は200件程度のため、毎年、10者程度が受賞している。なお、連続で受賞する事業者もいれば、初めての事業者もいる。</p>
<p>入札金額が同額だった場合に、技術評価点を採用し、落札候補者を決定するということか。</p>	<p>総合評価方式は、技術評価点を入札価格で除した数値である評価値が高いものを落札候補者とする方式である。なお、技術評価点が高ければ高いほど、また、入札価格が低ければ低いほど、評価値は高くなるという仕組みである。</p>
<p>本制度の趣旨は、単に価格だけではなく、質も担保するというにあると思う。従って、「一般的な工事であるが、施工者の経験や体制等により施工の確実性に差異が生じる」という表現は適切ではないのではないか。「高い技術を必要とするため」等、表現を工夫してはどうかと思う。検討願いたい。</p>	<p>検討したい。</p>
<p>技術評価点の高い業者は、ある程度、固定されるのではないかと。だとすると、入札の公平性が確保されていると言えるのか。</p>	<p>入札の公平性を確保するため、総合評価方式による入札を3～4割程度とすることを検討している。なお、現在、総合評価方式を採用している入札は2割にも満たない程度である。</p>
<p>入札の公平性を高めるために、ある程度、制度や手続きを複雑化させることも必要だと思う。しかしながら、家族経営で行う地域の零細業者等にも寄り添った、あらゆる観点での公平性を考慮した制度設計をお願いしたい。</p>	<p>承知した。</p>

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案2】 3国補公下改第2号竹園二丁目地区管渠更生工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和4年(2022年)2月18日
主管課	上下水道局 下水道工務課(旧 生活環境部 下水道課)
種別	土木一式工事
入札者数	3者 (参加申請:10者)
予定価格	48,910,000円(税抜き)
落札額	48,200,000円(税抜き)
落札率	98.55%

質問・意見	回答・説明
辞退者が10者中7者であるが、よくあることか。	管渠更生工事という特殊な工事であり、入札参加資格要件とした、技術者の配置(下水道管路更生管理技士、または下水道管路管理専門技士、または下水道管きよ更生施工管理技士3資格のいずれか)が困難であったと推察している。
事業者は、入札参加申請後に入札要件を確認するのか。入札参加申請前に入札要件を確認できるのであれば、入札者が減ることはあっても、辞退者が多くなることにはつながらないと思うが、何か別の事情があるのか。	入札要件は入札参加申請前に確認可能である。事情については聞き取りを行っていない。
類似の工事が同時期に行われたということで、辞退が相次いだということは推察できないのか。	当市としては、本工事が本年度最初の工事である。ただ、この種の工事が近隣でも増えているため、同時期に県、他市町村からの発注があった可能性はある。
入札参加資格として、技術者の配置(下水道管路更生管理技士、または下水道管路管理専門技士、または下水道管きよ更生施工管理技士3資格のいずれか)を設定しているが、技術者がいればよいということなのか。施工業者自体の施工能力は問わないということなのか。	管渠更生工事については、(公社)日本下水道協会のガイドラインに沿って、技術者の配置等の要件の設定を行っている。管渠更生工事は徐々に行われてきているものであり、施工業者の実績までは設定していないところである。
技術者の配置だけではなく、施工業者自体の施工能力、実績を確認すべきではないか。	入札参加資格要件について、今後、検討していきたい。
入札参加資格要件の3つの技術者資格の認定元を教えてください。	資格の認定元については次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路更生管理技士:(一社)日本管路更生工法品質確保協会 ・下水道管路管理専門技士:(公社)日本下水道管路管理業協会 ・下水道管きよ更生施工管理技士:(一社)日本管更生技術協会

これらの資格は比較的新しい資格なのか。	一社)日本管路更生工法品質確保協会による資格の試験制度は、平成28年度より創設とのことである。
辞退は、開札した後に参加を取り止めるということなのか。	開札後ではなく、入札する前である。本案件の場合、入札参加申請締切日(2/10)の後、入札の受付締切日時(2/17午後1時)の間に辞退をしたということである。一般的に、参加申請を事前におき、設計書や現場を確認しながら積算を行った結果、種々の事情により辞退するようである。
汚水管渠の劣化は経年によるものか。気候の影響か。	経年もあるが、主に圧送管の下水の吐き出しの下流側や、落差があり、滝落としのようになっている場所で硫化水素が発生したことによるもの。気候の影響ではない。
大規模な工事は本工事が初めてか。今後、中長期的に見て、相当多数の同種の工事が発注されるのか。	同種の工事は一昨年に1本、昨年に1本行っている。今後も毎年1本以上発注する予定である。
今回の更生工事により、どのくらいの期間、耐用できるのか。構造を変えずに内側から管の劣化を防ぐという工事なのであれば、半永久的に同じことを繰り返さなければならない可能性もあるのではないか。	硫化水素の発生により劣化したヒューム管の内側を塩化ビニールで更生する工事であり、新品と同等の耐用年数を見込んでいる。
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案3】 3市単竹園西小学校校舎外壁改修工事(第1回変更)

《 随意契約 》

見積期日	令和4年(2022年)2月17日
主管課	建設部 公共施設整備課
種別	建築一式工事
見積者数	1者
予定価格	4,430,000円の増(税抜き)
見積金額	4,340,000円の増(税抜き)
当初契約の種類	一般競争入札
当初予定価格	104,400,000円(税抜き)
当初契約金額	90,700,000円(税抜き)
質問・意見	回答・説明
工事開始後、予測以上に工事の必要箇所が見つかり、変更契約に至ったという事例は過去にあるか。	そういった事例もある。本案件については、足場を組まず、目視できる範囲で調査、設計し、発注を行ったが、その段階では予測し得ず、今回の変更契約に至ったものである。
目視による事前調査に限界があることを認識していたのであれば、不確定部分を一定割合予測し、数量を増加させて発注できたのではないか。	設計段階で不確定部分を含めると、過大発注ということになりかねず、判断が難しいところである。
予測で発注するよりは、合理的な範囲で発注するということか。また、今回については、本当に想定外に箇所が多かったということか。	その通りである。建設後、30年以上補修を行っておらず、かなり汚れていたため、高圧洗浄を行って初めて、爆裂箇所が確認できたものである。
工事の規模により入札業者の区分を設定するという入札制度であれば、本件の場合、今回の規模の施工業者ではなく、さらに大きな規模の事業者による工事となっていた可能性もあると思うが、そこまでの差はなかったということか。	施工面積の変更であり、技術的には大差ないと考えている。
工事開始後に、工事箇所が予測以上に発覚することについては、やむを得ないという認識が業界や事業者側で形成されているという理解でよいのか。	その通りである。目視で行うのと、足場を組み、高圧洗浄後に確認するのでは、数量に差が出るということは見越している。
追加工事が必要となる場合と、逆に不要の場合があると思うが、工事によって状況は全く異なるのか。	土木工事と比較し、建築改修工事は見えない部分が多いため、変更契約が必要となることも多い。そのような場合でも、特別な事情により必要となった追加工事や本体工事に密接に関連する具体的な工事以外は、変更契約を認めないこととしている。そのような中でも、業界団体からの要望及び国・県からの通達もあり、適切な変更契約を行えるよう、可能な限り対応している。

<p>落札した業者が追加で発生した工事に対応しきれないという状況も起こり得ると考えてもよいか。どの程度なら変更契約で対応し、どの程度以上になると工事を中止し、再度入札を行うといった判断になるのか。</p>	<p>追加工事を施工しなければ、工事がどうしても完了できないといったようなケースであれば、変更契約を行わなければならないと思う。ただし、追加工事が施工業者の許可業種以外の業種であったり、技術者の配置の問題が発生したりといった場合には、別発注工事ということも検討しなければならず、状況により対応している。</p>
<p>割合からすると、変更契約に応じる事業者の方が多という理解でよいか。</p>	<p>その通りである。事業者側から協議を求められることもある。</p>
<p>同程度の建築年数の教育施設等の外壁の診断結果を踏まえて、この種の工事を発注すれば、今回のような事態を回避できたのではないか。</p>	<p>施設等の外壁の診断は行っておらず、調査を行う場合はその時点で足場を組まなければならない、費用がかかるため、その合理性はあるのかという問題にもつながる。</p>
<p>事業者は、追加工事について、市と再度、交渉を行うことに対して負担に感じることもあり得る。事業者側の利益を考えても、事前予測の精度を高められるような工夫を検討していただければと思うが、いかがか。</p>	<p>追加工事については、「設計変更等ガイドライン」に基づき、市が受注者として協議を行った上で、市から指示書を交付し、施工することとなっている。今回のようなケースでは、協議・指示を積み上げ、工期の最後で変更契約の手続きを踏むような形で対応している。 事前予測の精度を向上させるための工夫について、今後、検討していきたい。</p>

《評価》

この事案の契約手続きは、適正に行われたものとする。

【事案4】 3つくば市農地保全活用調査業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和4年(2022年)2月18日
主管課	経済部 農業政策課
種別	測量・コンサル
入札者数	1者 (参加申請:1者)
予定価格	1,790,000円(税抜き)
落札額	1,459,000円(税抜き)
落札率	81.51%

質問・意見	回答・説明
令和2年度に調査を行った際も、入札参加者は1者だったのか。	令和2年度に調査の業務委託を発注した際は、随意契約であった。
令和3年度に入札に切り替えた理由は何か。また、令和2年度の随意契約の相手方は、令和3年度の落札業者と同一であるか。	令和2年度は、発注金額が随意契約の範囲内であったため、令和元年度に行った第2次つくば市農業基本計画策定業務の受託事業者と随意契約を行った。なお、令和2年度の随意契約の相手方は、令和3年度の落札業者とは異なる。
令和2年度の際は、別の発注事業との関連性もあり、当該発注業者と随意契約を行った。一方、令和3年度はそうした関連性が特段ないため、一般原則に従って入札を行ったという整理でよいか。	その通りである。
応札者が1者しかなかった理由をどのように分析しているか。	農地に限定したコンサルタントが少ないこと、また、発注時期が年度末であり、コンサルタント業界の繁忙期と重なったことによるものではないかと分析している。
本調査は今後も2年おきに実施するのか。	調査は今回で終了する。今後は、本調査結果を踏まえて、事業を実施していきたいと考えている。
本件に最低制限価格を設定した理由は何か。	当市では最低制限価格取扱要領を定めており、測量・建設コンサルタントの種別はすべて、最低制限価格を設定することとしている。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案5】 4市単公施委第5号放置自転車撤去業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和4年(2022年)3月4日
主管課	建設部 公園・施設課
種別	役務の提供
入札者数	3者 (参加申請:3者)
予定価格	9,170,000円(税抜き)
落札額	1,980,000円(税抜き)
落札率	21.59%

質問・意見	回答・説明
定期的に発注をかけているのか。もしそうであれば、どの程度の頻度で発注しているのか。	平成29年度から、一般競争入札により毎年、発注している。
落札者の企業努力で金額を抑えたということか。	実績を作りたいということで、今回の金額による入札となった様である。
設計金額の積算に問題があるのではないか。近年の放置自転車の回収台数の実績を踏まえて、予定価格を見直す可能性はあるか。	人件費は必要なものであり、積算上も計上する必要性のあるものだと考えている。
配置人数や輸送用車両の保有台数等を確認できる要件が全く入っていない。そうなれば、契約の履行の可否を判断できず、落札してしまうケースもあるのではないか。	一般競争入札では、公平性・透明性を期すため、原則として、可能な限り条件を付さないということで運用している。本件については、担当課が過去の履行実績があれば実施可能という要件を設定したものである。
入札した3者は、どのような業務を行っているのか。	本業務の入札資格要件として、道路維持管理業務委託の契約の実績を付しているため、道路関係の管理会社や建設事業者などである。
業務に関して、過去に業者に対し、ペナルティを科したことはあるか。	特にそういった事例はない。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案6】 4市単観維第1号筑波山浄化槽等汲取業務

《指名競争入札》電子入札

開札日	令和4年(2022年)2月25日
主管課	経済部 観光推進課
種別	業務委託
入札者数	4者 (指名業者:7者)
予定価格	1,485,000円(税抜き)
落札額	540,000円(税抜き)
落札率	36.36%

質問・意見	回答・説明
入札者の入札金額にかなり差があるという印象。落札業者は過去に受注実績があるのか。	過去3年以上、令和3年度の落札業者が受注している。
落札業者は、過去も同程度の金額で受注していたのか。	前回及び前々回が7.48円/リットル、今回は4.0円/リットルである。
今回、大幅に入札金額を下げられた理由として、何が想定できるか。	長年の実績により、ノウハウが蓄積されているということが大きいと考えられる。また、実績作りをしたいという強い意向があったことも影響していると思う。
単価契約であるが、総額での入札とした理由は。	単価で入札を行うとなると、〇円〇〇銭という金額になるが、現在、当市で利用している県の入札システムでは、1円未満での入札ができない。よって、システムの都合上、清掃予定数量を仮定し、それに単価を乗じた総額での入札を行っている。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。